

おくやみ ハンドブック

ご遺族の皆様へ

この度は大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。
この度、ご遺族の負担を少しでも減らすことができるよう、市役所での各種手続きに必要な持ち物などをまとめたハンドブックを作成しました。予約制で各種手続きのご案内や支援をする「おくやみ窓口」サービスも併せてご利用ください。

このハンドブックと「おくやみ窓口」サービスにより、ご遺族のご負担が少しでも軽くなりましたら幸いです。

「おくやみ窓口」予約日メモ

月 日 () :

常滑市

令和8年4月

目 次

- ・「おくやみ窓口」が利用できます・・・・・・・・・・ 3
- ・「おくやみ窓口」当日のながれ・・・・・・・・・・ 4
- ・主な持ち物チェックリスト・・・・・・・・・・ 5
- ・市役所でのお手続きと必要なもの・・・・・・・・・・ 6～9
- ・お客様シート・・・・・・・・・・ 10、11
- ・手続きのご案内(見本)・・・・・・・・・・ 12
- ・委任状・・・・・・・・・・ 13

「おくやみ窓口」が利用できます

【おくやみ窓口】とは

常滑市に住民票がある人の市役所での死亡に伴う必要な手続きを軽減することを目的としています。必要な情報を事前に伺い、システムに入力するため、来庁者の【書く負担】を軽減します。

「おくやみ窓口」サービスの利用手順

利用注意事項

おくやみ窓口の予約は、**死亡届を提出後**来庁希望日前日の15時までにご利用します。

①おくやみ窓口の予約をする。

予約方法	①常滑市公式LINE(おすすめ)		②電話
	LINEアプリから「常滑市」公式LINEを友達追加し、予約をタップし、「おくやみ窓口」を選択して予約をしてください。		0569-47-6102 (市民窓口課直通)

「おくやみ窓口」予約枠

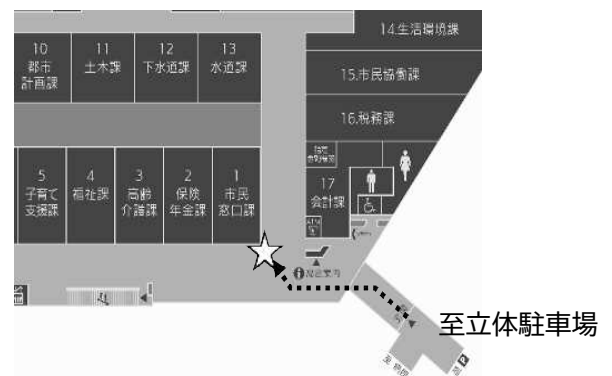
- ①9時15分～ ②10時15分～ ③11時15分～
④13時15分～ ⑤14時15分～ になります。

※「おくやみ窓口」サービスを使わずに、直接各窓口でお手続きをすることもできます。

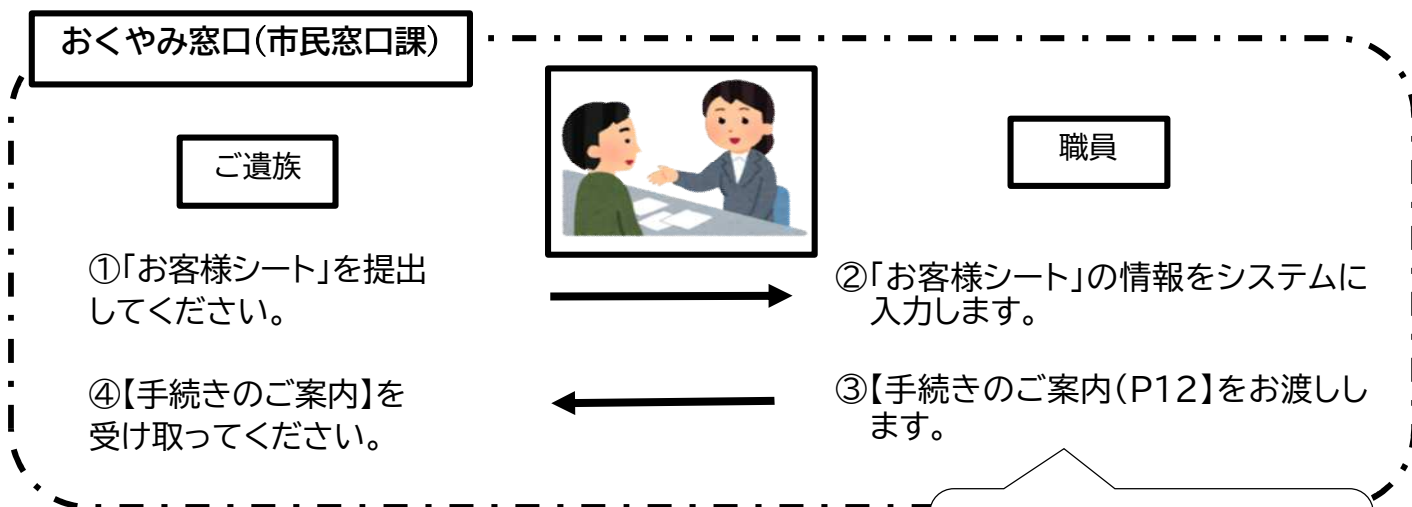
②おくやみハンドブックP10・11(お客様シート)を記入する。

③当日必要な持ち物をもって来庁する。

市役所2階市民窓口課にお越しください。
その際に、市民窓口課職員へお声がけください。



当日の流れ

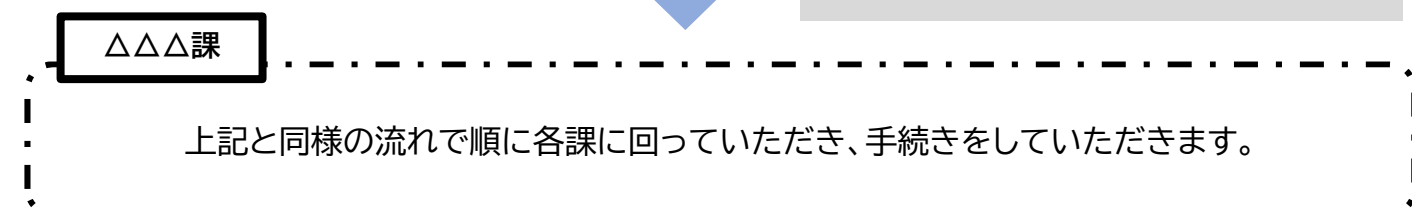


「お客様シート」に記入していただいた情報が各手続きの申請書等に反映されます。



申請書によっては、氏名等が印字され、記入が不要になります。

「手続きのご案内」に沿って、手続きが必要な課をまわってください。



戸籍に関する証明書取得については届出日から3日～7日程度かかります。(閉庁日を除く)
戸籍に関する証明書の申請と「おくやみ窓口」の利用日が同日の希望の場合は、届出日から7日目以降(閉庁日を除く)におくやみ窓口のご予約を取られることをお勧めいたします。

主な持ち物チェックリスト

死亡届提出後に市役所での手続きに必要な持ち物のうち、以下で該当するものがあれば、お持ちください。

手続きによって必要となる持ち物が違いますので、6ページ以降の「市役所での手続きと必要なもの」を確認のうえ、持参してください。

亡くなった方の持ち物

- 印鑑登録証
- 国民健康保険資格確認書又は後期高齢者医療資格確認書（交付を受けている方）
- 介護保険被保険者証（65歳以上の方または介護認定を受けている方）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
- 障がい者医療費受給者証、精神障がい者医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証、子ども医療費受給者証、母子・父子家庭医療費受給証
- タクシー料金利用助成券
- 常滑市高坂墓園墓所使用許可証

ご遺族・来庁者の持ち物

- 来庁者の本人確認ができる書類(必須)
 - ・顔写真付きのもの
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障がい者手帳等
 - ・顔写真付きのものがない場合
健康保険の資格確認書など公的機関が発行する本人確認書類+診察券、キャッシュカード等
- 預貯金通帳(来庁者が相続人代表、喪主に限る)
- 預貯金通帳と通帳印(新たに引き落としを始める方のもの)
※税金の引き落としなどの口座を変更する場合
- 会葬礼状または喪主のフルネームが書かれた葬儀の領収書
※亡くなった方が後期高齢者医療保険に加入されていた場合
- お客様シート(P9、10)
※「お客様シート」とは、亡くなった方や来庁者の住所、氏名、金融機関の口座等の情報を記入していただくシートのことです。事前にご記入いただき、お持ちください。

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	手続きに必要なもの	受付窓口 担当課
① 住民票	住民票上の世帯主の方が亡くなったとき	・世帯主変更	・なし ※世帯員の方が手続きする場合 ・同一世帯員の方からの委任状 ※別世帯員の方が手続きする場合	2階【1】 市民窓口課 ☎47-6102
② 保険	国民健康保険に加入している方	・資格喪失届 ・資格確認書及び各種認定証等の返還(交付されている方) ・葬祭費支給申請 ・送付先申請	・亡くなった方の資格確認書及び各種認定証等(世帯主の方が亡くなった場合は、あわせてその世帯の加入者の資格確認書及び各種認定証等) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの(基本的に喪主の口座) ・通帳と通帳印 ※世帯主が亡くなった場合もしくは、登録している口座名義人の方が亡くなった場合	2階【2】 保険年金課 ☎47-6114
	国民健康保険に加入している方のいる世帯主の方	・世帯内の加入者全員に交付している資格確認書及び各種認定証等の記載事項変更(交付されている方)	・その世帯の加入者の資格確認書 ・その世帯の加入者の各種認定証等 ・通帳と通帳印	
	亡くなった方の社会保険の扶養に入っており、国民健康保険に加入が必要な方	・国民健康保険加入の手続き	・社会保険の資格喪失証明書	
	後期高齢者医療保険に加入している方	・資格確認書及び各種認定証等の返還(交付されている方) ・葬祭費支給申請 ・高額療養費等の振込口座の変更 ・送付先変更申請	・亡くなった方の資格確認書 ・亡くなった方の各種認定証等 ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(会葬状または喪主のフルネームが書かれた葬儀の領収書) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの(基本的に喪主の口座) ・高額療養費等の振込先口座がわかるもの(基本的に相続人代表となる方の口座)	
③ 年金	年金に加入している又は受給している方	・未支給年金請求 ・遺族基礎年金請求 ・死亡一時金請求	▶右記にお問い合わせください。 ※加入している年金によって添付書類及び手続き先が異なります。	2階【2】 保険年金課 ☎47-6114
④ 介護	65歳以上の方または介護認定を受けている方	・介護保険被保険者証等の返還 ・介護保険料還付届 ・介護保険料の精算 ・介護認定申請取下げ ・高額介護(介護予防)サービス費支給申請書 ※上記すべて該当者のみ	・亡くなった方の介護保険被保険者証 ・亡くなった方の介護保険負担割合証 ・亡くなった方の負担限度額認定証 ・相続人となる方の振込先口座がわかるもの ※上記すべて該当者のみ	2階【3】 高齢介護課 ☎47-6133
	介護用品クーポン券が支給されている方	・介護用品クーポン券の返却	・介護用品クーポン券	
高齢者	訪問理髪サービス利用券が交付されている方	・訪問理髪サービス利用券の返却	・訪問理髪サービス利用券	2階【3】 高齢介護課 ☎47-6133
	緊急通報装置の貸与がある方	・緊急通報装置の撤去・返却	▶右記にお問い合わせください。	
	位置探索システム専用端末機器等(GPS機器等)の貸与がある方	・位置探索システム専用端末機器等(GPS機器等)の返却	・位置探索システム専用端末機器等(GPS機器等)	
	見守りシールが交付されている方	・見守りシール交付事業利用辞退届出書	・なし	
	福祉電話を利用されている方	・福祉電話の利用中止	▶右記にお問い合わせください。	
	ゴミ出し支援事業を利用されている方	・高齢者等ごみ出し支援事業中止届	・なし	
	バス運賃助成利用券が交付されている方	・バス運賃助成利用券の返却	・バス運賃助成利用券	

区分	対象者	主な手続き	手続きに必要なもの	受付窓口 担当課
税	市・県民税が課税されている方	・相続人代表者の登録	・なし ※相続人が複数人の場合、相続人代表者を決めてきてください。	2階【16】 税務課 市民税・軽自動車税、国民健康保険税について ☎47-6104 固定資産税について ☎47-6105 納税相談について ☎47-6106
	常滑市ナンバーの車両を所有している方	・名義変更または廃車	・ナンバープレート(廃車の場合) ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	
	固定資産をお持ちの方	・相続人代表者の登録	・なし ※相続人が複数人の場合、相続人代表者を決めてきてください。	
	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	・共有代表者の変更	・なし	
	未登記家屋をお持ちの方	・未登記家屋の名義変更	・なし ※書類を窓口でお渡しします。提出は後日、新所有者が決定してからで構いません。	
納税している方 (納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	・納税通知書等の送付先変更 ・今後の納税に関する相談 ・口座振替の変更・廃止	【口座振替の廃止をされる方】 ・亡くなった方の印鑑(認印) 【口座振替の変更手続きをされる方】 ・新たに申請される方の預貯金通帳、通帳届出印 【国民健康保険の資格喪失により還付になる方※該当者のみ】 ・相続人の方の預貯金通帳		
障がい	身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方	・手帳返還	・亡くなった方の手帳	2階【4】 福祉課 ☎34-7744
	自立支援医療受給者証(精神通院・育成医療・更生医療)をお持ちの方	・受給者証返還	・亡くなった方の自立支援医療受給者証(精神通院・育成医療・更生医療)	
	愛知県心身障害者扶養共済制度に加入している方	※心身障がい者の保護者の方が亡くなった場合	・亡くなった加入者(保護者)が除かれた住民票(除票) ・年金管理者(※)と年金受給権者(障がい者)の住民票 ・年金管理者(※)もしくは年金受給権者(障がい者)の振込先口座がわかるもの ・医師が発行する死亡診断書(原本又は原本証明されたもの) ・加入証書 ※設定が無い場合は不要	
		※心身障がいの方が亡くなった場合	・加入者(保護者)の住民票 ・亡くなった障がい者が除かれた住民票(除票) ・加入者(保護者)の振込先口座がわかるもの ・加入証書	
		※扶養共済年金受給者が亡くなった場合	・年金受給権者(障がい者)が除かれた住民票(除票) ・年金証書	
特別障害者手当、障害児福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当、常滑市中心身障害者手当を受給している方	・資格喪失	・相続される方の振込先口座がわかるもの		

区分	対象者	主な手続き	手続きに必要なもの	受付窓口 担当課
障がい	特別児童扶養手当を受給している方	・資格喪失届	▶右記にお問い合わせください。	2階【5】 子育て支援課 ☎47-6150
	特別児童扶養手当支給対象児童の方	・資格喪失届	▶右記にお問い合わせください。	
	受給者証 (障がい福祉サービス、地域相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援)をお持ちの方	・受給者証返還	・亡くなった方の受給者証 ※障がい児通所支援受給者証については、子育て支援課へ返却してください。	2階【4】 福祉課 ☎34-7744
	障がい者タクシー乗車券をお持ちの方	・障がい者タクシー乗車券返還	・亡くなった方の障がい者タクシー乗車券	
	障がい者医療費助成の対象の方	・資格喪失届書 ・障がい者医療費受給者証の返還 ・振込口座の変更	・亡くなった方の障がい者医療費受給者証 ※過去に医療費の還付申請をし未給付のものがある場合、相続される方の振込先口座がわかるもの	2階【2】 保険年金課 ☎47-6114
	精神障がい者医療費助成の対象の方	・資格喪失届書 ・精神障がい者医療費受給者証の返還 ・振込口座の変更	・亡くなった方の精神障がい者医療費受給者証 ※過去に医療費の還付申請をし未給付のものがある場合、相続される方の振込先口座がわかるもの	
後期高齢者福祉医療費助成の対象の方	・資格喪失届書 ・後期高齢者福祉医療費受給者証の返還 ・振込口座の変更	・亡くなった方の後期高齢者福祉医療費受給者証 ※過去に医療費の還付申請をし未給付のものがある場合、相続される方の振込先口座がわかるもの		
こども	児童手当支給対象の児童	・受給事由消滅または額改定(減額)	・なし	2階【5】 子育て支援課 ☎47-6150
	児童手当を受給している方	・受給事由消滅 ・未支払手当請求 ・認定請求	▶右記にお問い合わせください。	
	児童扶養手当支給対象の児童	・資格喪失または額改定(減額)	▶右記にお問い合わせください。	
	児童扶養手当を受給している方	・受給資格者死亡届 ・未支払手当請求	▶右記にお問い合わせください。	
	常滑市遺児手当支給対象の児童	・資格喪失または、額改定(減額)	・なし	
	常滑市遺児手当を受給している方	・資格喪失	▶右記にお問い合わせください。	2階【2】 保険年金課 ☎47-6114
	子ども医療費助成の受給対象(子ども)の方	・資格喪失届書 ・子ども医療費受給者証の返還	・亡くなった方の子ども医療費受給者証	
	子ども医療費助成の受給対象者の保護者の方	・保護者(受給者)の変更 ・振込口座の変更	・子ども医療費受給者証と受給対象者のマイナ保険証等健康保険の加入状況が確認できるもの ※過去に医療費の還付申請をし未給付のものがある場合、相続される方の振込先口座がわかるもの	
	母子・父子家庭医療費助成の対象の方	・資格喪失届書 ・受給者証の返還 ・振込口座の変更	・亡くなった方の母子・父子家庭医療費受給者証 ※過去に医療費の還付申請をし未給付のものがある場合、相続される方の振込先口座がわかるもの	
就学援助申請者の方	・就学援助変更申請	▶右記にお問い合わせください。	2階【6】 学校教育課 ☎47-6129	
小中学校に就学中の外国籍児童・生徒の方で、退学される方	・退学届	▶右記にお問い合わせください。		

区分	対象者	主な手続き	手続きに必要なもの	受付窓口 担当課
市営住宅	市営住宅にお住まいの方(契約者が死亡した場合)	・市営住宅入居承継承認 ※同居するご家族が引き続き入居する場合	▶右記にお問い合わせください。 ※承継手続きが必要です。	2階【10】 都市計画課 ☎47-6123
		・市営住宅退去届 ※退去する場合	▶右記にお問い合わせください。 ※退去手続きに係る立会検査が必要です。	
	市営住宅にお住まいの方(契約者以外の同居人が死亡した場合)	・市営住宅同居者異動届	▶右記にお問い合わせください。	
上下水道	水道の契約をしている方	・給水中止届 ※使用をやめる場合	・検針票・納入通知書など、お客様番号を確認できるものがあればご持参ください。 ※閉栓の手続きが必要です。 ※インターネットによる届出も可能です。	2階【13】 水道お客様センター ☎35-5722
		・給水装置使用者変更届 ※引き続き使用する場合	・検針票・納入通知書など、お客様番号を確認できるものがあればご持参ください。 ※名義変更の手続きが必要です。 【水道料金を口座振替される方】 ・振替口座がわかるもの(預貯金通帳等) ・口座名義人の印鑑(銀行届出印)	
	水道の権利を所有している方	・水道加入権利譲渡届	・検針票・納入通知書など、お客様番号を確認できるものがあればご持参ください。 ※名義変更の手続きが必要です。	
	下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の方	・受益者の変更 ・納付代理人の変更 ・登録口座の変更	▶右記にお問い合わせください。	2階【12】 下水道課 ☎47-6124
墓地	高坂墓園を使用している方	・墓地使用権承継 ・墓地内埋蔵物届出	【承継手続き】 ・承継申請者と前使用者の関係が記載されているもの(戸籍抄本または謄本) ・常滑市高坂墓園墓所使用許可証 ※紛失された場合、200円で再発行できます。 ・年間管理料引き落とし口座通帳及び銀行印 【埋蔵物届出手続き(高坂墓園に納骨する場合)】 ・火葬許可証 ・常滑市高坂墓園墓所使用許可証 ※紛失された場合、200円で再発行できます。	2階【10】 都市計画課 ☎47-6122
犬	犬を所有している方	・所有者の変更	・なし	2階【14】 生活環境課 ☎47-6115

事前に記入のうえ、予約日当日に【市民窓口課】へ提出してください。

(宛先) 常滑市長

お客様シート

下記届出事項については事実と相違なく、私の届出した事項につき一切の責任を負うことを同意します。
また、下記の情報を関係各課に提供することに同意します。

署 名		← 来庁者、相続人代表者、喪主のいずれかの方が署名してください。
届 出 日	令和 年 月 日	

【記入上の注意】
 「①亡くなった方の情報」、「②来庁者の情報」⇒ 必ず記入してください。
 「③相続人代表者の情報」
 「④喪主(葬祭費の申請者)の情報」 } ⇒ 該当者が「②来庁者」と違う場合には内容を記入してください。
 「②来庁者」と同じ場合は、□へのチェックのみしてください。

①亡くなった方の情報

亡くなった方 氏 名		生 年 月 日	T・S・H・R	年 月 日	
住 所	〒479- 常滑市	アパート名・方書きなど			
亡くなった日	令和 年 月 日	配偶者の有無	有 ・ 無	← 該当する方を○で囲んでください。	
葬 儀 の 日	令和 年 月 日				

②来庁者の情報

該当するものにチェックしてください⇒ 相続人代表者(注) (→違う場合は③も記入) 喪主 (→違う場合は④も記入)

フリガナ		生 年 月 日	T・S・H・R	年 月 日	
氏 名					
亡くなった方から見た続柄		← 「妻・夫・子・子の子・父・母など」を記入してください。			
電 話 番 号					
住 所	□:亡くなった方と同じ 〒 -	アパート名・方書きなど			

◎来庁者の振込先情報 (還付金等の受取用です。相続人代表者・喪主ではない場合、記入は必須ではありません。)

金融機関名称		銀行・農協 ・信用金庫	← 金融機関名を記入のうえ「銀行等」を○で囲んでください。
支店等名称		← 「〇〇支店」まで記入してください。 (ゆうちょ銀行の場合、記入不要です。)	
預 金 種 別	普通 ・ 当座	← 該当する方を○で囲んでください。	
口 座 番 号		← ゆうちょ銀行の場合「記号(5桁) - 番号(8桁)」を記入してください。	
口座名義人(カナ)		← 姓名の間は1文字空けて記入してください。	
口座名義人(漢字)			

(注)相続人代表者とは、各種通知書の受取・保険料等還付金の受取について、相続人を代表していただく方です。

■本人確認	
I マ・免・旅・在・特・障	II 保・年 + ()
III その他()	

次ページにも記入欄があります。

③相続人代表者の情報

該当するものにチェックしてください⇒ 喪主 (→違う場合は④も記入) ②に同じ ※以下の記入は不要です。

フリガナ			
氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日
亡くなった方から見た続柄	←「妻・夫・子・子の子・父・母など」を記入してください。		
電話番号			
住所	<input type="checkbox"/> :亡くなった方と同じ 〒 -	アパート名・方書きなど	

◎相続人代表者の振込先情報 (還付金等の受取用)

金融機関名称	銀行・農協・信用金庫	←金融機関名を記入のうえ「銀行等」を○で囲んでください。
支店等名称		←「〇〇支店」まで記入してください。 (ゆうちょ銀行の場合、記入不要です。)
預金種別	普通・当座	←該当する方を○で囲んでください。
口座番号		←ゆうちょ銀行の場合「記号(5桁) - 番号(8桁)」を記入してください。
口座名義人(カナ)		←姓名の間は1文字空けて記入してください。
口座名義人(漢字)		

④喪主(葬祭費の申請者)の情報

※亡くなった方が国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入していた場合のみ記入

該当するものにチェックしてください⇒ ②に同じ ※以下の記入は不要です。

フリガナ			
氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日
亡くなった方から見た続柄	←「妻・夫・子・子の子・父・母など」を記入してください。		
電話番号			
住所	<input type="checkbox"/> :亡くなった方と同じ 〒 -	アパート名・方書きなど	

◎葬祭費等の振込先情報 (喪主の口座)

金融機関名称	銀行・農協・信用金庫	←金融機関名を記入のうえ「銀行等」を○で囲んでください。
支店等名称		←「〇〇支店」まで記入してください。 (ゆうちょ銀行の場合、記入不要です。)
預金種別	普通・当座	←該当する方を○で囲んでください。
口座番号		←ゆうちょ銀行の場合「記号(5桁) - 番号(8桁)」を記入してください。
口座名義人(カナ)		←姓名の間は1文字空けて記入してください。
口座名義人(漢字)		

【おくやみ窓口担当者記入欄】

◎各項目を職員が代筆した場合

記載内容確認署名	
----------	--

～ 手続きのご案内～

受付コード 1196849

謹んでお悔やみを申し上げます。死亡届に関連した手続きがございますので、お早めにお願います。
(2週間以内)

死亡		死亡日 令和■年■月■日	届出日 令和■年■月■日	常滑市役所 TEL: 0569(35)5111 FAX: 0569(35)4329		
No.	氏名	届出内容	生年月日	性別	続柄	備考
1	■■■■■■■■■■	世帯主変更	昭和■年■月■日	女	世帯主	
2	■■■■■■■■■■	死亡	昭和■年■月■日	男	世帯主	

↓ 死亡に伴い次の窓口にお越しいただき、手続きをお願いします。

該当者No.	【窓口番号】 ご案内メッセージ	持ち物	手続済
1	【2】 保険年金課 国民健康保険の手続きがあります。保険年金課へお越しください。	保険証	<input type="checkbox"/>
2	【1】 市民窓口課 印鑑登録証を返却またはご自分で破棄してください。印鑑登録は、死亡日をもって廃止されます。	印鑑登録証	<input type="checkbox"/>
2	【1】 市民窓口課 マイナンバーカードをしばらく保管してください。相続手続などでマイナンバーの提示を求められる場合があります。		<input type="checkbox"/>
2	【2】 保険年金課 国民年金の手続きが必要な場合があります。保険年金課へお尋ねください。		<input type="checkbox"/>
2	【2】 保険年金課 後期高齢者医療保険の手続きがあります。保険年金課へお越しください。	保険証、葬祭費支給先(喪主様)及び、相続人の口座のわかるもの・認印	<input type="checkbox"/>
2	【3】 高齢介護課 介護保険の手続きがあります。高齢介護課へお越しください。	介護保険被保険者証・介護保険料還付先の口座の分かるもの(相続人の口座)	<input type="checkbox"/>
2	【13】 水道課 ☆該当する方のみ 水道の使用者または権利者を変更する方は手続きが必要です。水道課へお越しください。	認印、新使用者の通帳・銀行印	<input type="checkbox"/>
2	【16】 税務課 軽自動車税の手続きがあります。税務課へお越しください。		<input type="checkbox"/>
2	【16】 税務課 市県民税の手続きがあります。税務課へお越しください。		<input type="checkbox"/>
2	【16】 税務課 固定資産税の手続きがあります。税務課へお越しください。		<input type="checkbox"/>

委任状

委任状は必ず、委任者本人が全て直筆で記入してください。

※委任者以外の方が書くと無効です。

委任状に不備がある場合は、交付の申請及び届出の受領ができない場合があります。

インクまたはボールペン(消えるボールペンは無効)で記入してください。

〈代理人〉

住所	
フリガナ	
氏名	

私は上記の者を代理人と定め、以下の事項における一切の権限を委任します。

〈本人〉

住所	愛知県常滑市
フリガナ	
氏名	
生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日
委任事項	世帯主死亡に伴う世帯主変更
	世帯主死亡日 令和 年 月 日
電話番号 (日中の連絡先)	

別世帯の方の世帯主変更を行う場合、
同一住所であっても別世帯の方からの委任状が必要です。

発行:常滑市役所 市民生活部 市民窓口課

住所:〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

TEL:0569-35-5111(代表)、0569-47-6102(直通)

ファックス:0569-34-5607

Eメール:shiminmado@city.tokoname.lg.jp

発行年月:令和8年4月